政令第二百三十二号

平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十一年六月九日から八月二日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂

株式会社企業再生支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十三号

株式会社企業再生支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法の施行期日は、平成二十一年九月二十八日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社企業再生支援機構法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百三十四号

株式会社企業再生支援機構法施行令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第一項第二号及び第三号並びに第四十三条第二項並びに中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項第二号に規定する政令で定める法人は、株式会社であって、その発行している株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この項及び第三項第二号において同じ。）の総数の四分の一以上の数の株式を国又は地方公共団体が保有していないものとする。

2　法第二十五条第一項第三号に規定する政令で定める割合は、二分の一とする。

3　法第二十五条第一項第三号に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一　支援決定の日前の直近に終了した事業年度（災害その他やむを得ない理由により支援決定の日までに当該法人の決算が確定しない場合には、当該事業年度の前事業年度）の決算において、当該法人の収入金額の総額に占める当該法人が国又は地方公共団体から受けた補助金、委託費その他これらに類する給付金の総額の割合が主務省令で定める割合以上であるもの

二　株式会社であって、その発行している株式の総数の四分の一以上の数の株式を国及び一若しくは二以上の国の子法人等又は地方公共団体及び一若しくは二以上の当該地方公共団体の子法人等が保有するもの

三　株式会社以外の法人であって、その出資口数の総数又は出資価額の総額の四分の一以上の数又は額の出資を国及び一若しくは二以上の国の子法人等又は地方公共団体及び一若しくは二以上の当該地方公共団体の子法人等が有するもの

4　前項に規定する「子法人等」とは、国又は地方公共団体がその財務及び事業の方針の決定を支配している会社、組合その他これらに準ずる事業体として主務省令で定めるものをいう。

（株式会社企業再生支援機構の借入金及び社債発行の限度額）

第二条　法第四十三条第二項に規定する政令で定める金額は、一兆六千億円とする。

（中小企業信用保険法の適用）

第三条　株式会社企業再生支援機構が法第二十二条第一項第一号に掲げる業務を行う場合には、同機構を中小企業信用保険法第三条第五項に規定する政令で定める者とする。

（主務省令）

第四条　この政令における主務省令は、内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社企業再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎